

はちみつの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で採集され、県内で製造・加工された「はちみつ」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「はちみつ」とは、みつばちが植物の花みつを採集し、巣房にたくわえ熟成したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 はちみつの品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」（昭和44年公正取引委員会告示第56号）、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品	性 状	色沢及び香味が良好であること。
	糖 度	78%以上（於温度20℃）であること。
質	食品添加物以外の原材料	栃木県内で採集された花みつのみを使用し、かつ、異性化液糖その他の糖類を加えていないこと。
	食品添加物	使用していないこと。
表 示	注意表示	1歳未満の乳児に与えないよう表示すること。 (記載例) 「1歳未満の乳児には与えないで下さい。」

(関係法令の遵守)

第4 はちみつの製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成30（2018）年 8月24日から適用する。